

停放任スルニ於テハ必然的ニ勞資双方共無要ノ斗争ヲ爲サ
シムル外ナク状態ニアリタルヲ以テ直チニ會社側ヨリ松本
專務取締役 後業員側ヨリ青木會長以下十三名並組合代表
茅野真好ヲ所轄吾嬭署ニ招致署長ニ於テ種々斡旋ノ結果榮
生以米警察事故ヲク同夜午後十一時ニ至リ別記(二)條件ニ依
リ圓滿解決セリ

右及申(通)報候也

別記(一)

要求書

- 一 通勤女工賃ノ不當整理絶対反対
 - 二 工場長及人事主任排斥
 - 三 本件ニ対シテ犧牲者絶対反対
 - 四 本問題ニ対スル経費ハ會社全額負担
- 右従業員大會ノ決議ニ依リ要求ス

昭和九年六月十八日

東京モスリン紡織株式會社産産工場工賃一同

東京モスリン紡織株式會社御中

別記(二)

覺書

今般東京モスリン紡織株式會社産産工場ニ於テ發生セル労働紛議ニ關シテハ本
日吾嬭警察署長ノ斡旋ニ依リ志・案件ニ以テ圓滿解決後日ノ爲メ覺書ヲ作製勞
資双方ニ於テ一通宛之ヲ永久保存スルモノトス

記

一 會社ハ本月十四日産産工場長ノ発表セル通勤女工賃ニ關スル問題中希望退職
ノ件ヲ除キ之ヲ撤回ス